

浜松市条例第 27 号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための関係条例の整備
に関する条例

(浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正)

第 1 条 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成 23 年浜松市条例第 44 号）
の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="244 584 384 613"><u>(実地確認)</u></p> <p data-bbox="197 645 783 1447">第 10 条 事業者(第 8 条第 1 項の規定により産業廃棄物管理責任者を置かなければならない事業場を設置している事業者に限る。)及び中間処理業者(以下この条において「事業者等」という。)は、その産業廃棄物(事業者にあつては、当該事業場から生じるものに限る。第 3 項において同じ。)の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、次に掲げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を<u>実地</u>に確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けようとする産業廃棄物処理業者は、事業者等が行う<u>実地</u>の確認に協力しなければならない。</p> <p data-bbox="236 1476 440 1505">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="205 1541 325 1570">2 (略)</p> <p data-bbox="205 1603 783 2016">3 事業者等は、その産業廃棄物の運搬又は処分を 1 年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託して行っているときは、次に掲げる場合を除き、毎年 1 回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を<u>実地</u>に確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けた産</p>	<p data-bbox="853 584 1134 613"><u>(施設の状況等の確認)</u></p> <p data-bbox="807 645 1394 1447">第 10 条 事業者(第 8 条第 1 項の規定により産業廃棄物管理責任者を置かなければならない事業場を設置している事業者に限る。)及び中間処理業者(以下この条において「事業者等」という。)は、その産業廃棄物(事業者にあつては、当該事業場から生じるものに限る。第 3 項において同じ。)の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、次に掲げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けようとする産業廃棄物処理業者は、事業者等が行う確認に協力しなければならない。</p> <p data-bbox="839 1476 1043 1505">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="809 1541 928 1570">2 (略)</p> <p data-bbox="809 1603 1394 2016">3 事業者等は、その産業廃棄物の運搬又は処分を 1 年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託して行っているときは、次に掲げる場合を除き、毎年 1 回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けた産業廃棄物</p>

<p>業廃棄物処理業者は、事業者等が行う<u>実地の確認に協力しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>処理業者は、事業者等が行う確認に協力しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市屋外広告物条例の一部改正)

第2条 浜松市屋外広告物条例（平成17年浜松市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(許可の表示)</u></p> <p><u>第16条 第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票を貼付しなければならない。ただし、規則で定める許可の証印を受けたものについては、この限りでない。</u></p> <p>(登録の実施)</p> <p>第29条の3 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、<u>規則で定めるところにより、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(標識の掲示)</u></p> <p>第31条の2 屋外広告業者は、<u>その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</u></p>	<p>第16条 削除</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第29条の3 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p><u>(屋外広告業者情報の掲示等)</u></p> <p>第31条の2 屋外広告業者は、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項（以下この条において「屋外広告業者情報」という。）を記載した標識をその営業所ごとに公衆の見やすいように掲示し、又は屋外広告業者情報を規則で定めるところにより電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこ</p>

<p>(過料)</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第31条の2の規定による<u>標識を掲げない者</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p><u>とをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第31条の2の規定に<u>違反した者</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市行政手続条例の一部改正)

第3条 浜松市行政手続条例（平成8年浜松市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ (略)</p>

(6)・(7) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(6) (略)

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導

(8)～(11) (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(6)・(7) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(6) (略)

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導

(8)～(11) (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第13条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(不利益処分の理由の提示)

第13条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第14条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」

日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第27条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

（聴聞に関する手続の準用）

第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と読み替えるものとする。

と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第27条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

（聴聞に関する手続の準用）

第28条 第14条第3項及び第4項並びに第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに」とあるのは「第27条第3号に掲げる事項及び」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市職員退職手当支給条例の一部改正）

第4条 浜松市職員退職手当支給条例（昭和38年浜松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）	（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 (略)

2 (略)

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第19条 (略)

2～9 (略)

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合

第18条 (略)

2 (略)

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、当該処分を受けるべき者の氏名及び当該退職手当管理機関が当該処分に係る第2項の書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を当該退職手当管理機関の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第19条 (略)

2～9 (略)

10 前条第2項から第4項までの規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合

<p>等の退職手当の支給制限)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>等の退職手当の支給制限)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第18条第2項から第4項までの規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。</p> <p>6 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市税条例の一部改正)

第5条 浜松市税条例(昭和29年浜松市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する<u>掲示場又は規則で定める所轄区役所の掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「<u>施行規則</u>」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u></p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項</p>

<p>その他<u>地方税法施行規則</u>(昭和29年総理府令第23号。以下「<u>施行規則</u>」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5・6 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第4条並びに附則第3項及び附則第4項の規定 令和8年5月21日

(2) 第5条及び附則第5項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日の翌日のいずれか遅い日

(浜松市屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前にした第2条の規定による改正前の浜松市屋外広告物条例第31条の2の規定に違反する行為に対する処分及び罰則の適用については、なお従前の例による。

(浜松市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正後の浜松市行政手続条例第14条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後にする通知について適用し、1号施行日前にした通知については、なお従前の例による。

(浜松市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の浜松市職員退職手当支給条例第18条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第19条第10項及び第20条第5項において準用する場合を含む。）の規定は、1号施行日以後にする通知について適用し、1号施行日前にした通知については、なお従前の例による。

(浜松市税条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第5条の規定による改正後の浜松市税条例第18条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達につい

ては、なお従前の例による。

(あらまし)

この条例は、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを行うものです。